

## 無線通信による観測成果の発表業務の許可制度

気象庁では、国際的な責務・貢献の観点から、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合した予報及び警報を行うとともに、国内外の気象機関、船舶又は航空機において受信・利用されることを目的として、観測の成果、予警報事項等の気象情報を無線通信により発表している。

これらの無線通信を受信する国内外の気象機関、船舶又は航空機の側では、発表された情報の精度を即時に確かめるすべがないため、不正確な情報が発表された場合、その及ぼす影響は極めて大きい。

災害の予防、交通安全の確保という気象業務の目的に鑑みると、気象庁としては、気象庁以外の者の行う類似の情報発表行為についても、一定の精度の確保を図る必要がある。

気象庁以外の者で、その行つた気象の観測の成果を国内若しくは国外の気象業務を行う機関、船舶又は航空機において受信されることを目的とする無線通信により発表する業務を行おうとするものは、気象庁長官の許可を受けなければならない(気象業務法第 26 条)

(参考)

現在許可を受けている発表業務の概要と箇所数(計 40 の事業者)

事業所	海上保安庁の機関による船舶気象通報	神奈川県 of 漁業無線通報	地方公共団体が管理する空港での航空機向け通報	学校法人による航空機向け通報
事業所数	34 箇所	1 箇所	3 箇所	2 箇所